

# 令和元年度 被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）の手引

## 1 認定種別確認について

### (1) 対象者

令和元年6月30日処理時点で認定されている全被扶養者

### (2) 確認及び手続き方法

**手順1**：事務担当者は『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』に記載されている全被扶養者について、扶養手当が支給されているかを確認し、「扶養手当の有無」のいずれかに○を記入してください。

**手順2-1**：**手順1**で記入した扶養手当の有無と認定種別（下記参照）の照合をお願いします。扶養手当の有無と認定種別が異なる場合は**手順3**の手続きを行うよう組合員へご指導願います。

#### ≪被扶養者の認定種別について≫

- 『一般認定』・・・高知県給与条例上またはこれに準じた所得確認を実施した扶養親族の認定種別。（扶養手当対象者）
- 『特別認定』・・・一般認定以外の扶養親族の認定種別

**手順2-2**：『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』の備考欄に「認定種別切替」と記載がある者は**手順3**の手続きを行うよう組合員へご指導願います。

**手順2-3**：『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』の備考欄に「住民票」と記載がある者は**手順3**の手続きを行うよう組合員へご指導願います。

**手順3**：『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』に記載の認定種別に変更がある者、『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』の備考欄に「認定種別切替」及び「住民票」と記載がある者は、次の手続きを行ってください。

対象となる被扶養者	手続き方法等
○認定種別の変更が必要な者	種別切替手続きが必要です。 <b>種別切替書類の提出</b> を案内してください。 (P. 6『参考資料1』参照)
○「認定種別切替」と記載がある者	
○「認定種別切替」と記載があるが、重度心身障害者等で扶養手当の支給があるため認定種別切替の必要がない者	組合員へ <b>対象被扶養者の障害者手帳の写し</b> を提出するよう案内してください。

○「認定種別切替」と記載があるが、既に認定種別切替手続中（済）の者	備考欄へ『 <u>切替手続中（済）</u> 』と記入してください。
○「認定種別切替」と記載があるが、既に被扶養者認定取消手続中（済）の者	扶養手当の有無へは記入せず、備考欄へ『 <u>取消手続中（済）</u> 』と記入してください。手続きが完了していない場合は速やかに手続きを案内してください。
○「住民票」と記載がある者 (※組合員と同居要件がある続柄の被扶養者が対象者です。)	組合員へ住民票(令和元年5月以降の交付日のもの)を提出するようご指導ください。 <b>※組合員と対象被扶養者が別世帯の場合それぞれ提出してください。</b>
○育児休業中のため扶養手当が支給されていない者	扶養手当「無」へ○を記入のうえ、備考欄へ『 <u>育児休業中</u> 』と記入してください。

## ※認定種別切替については、書類が整い次第随時提出してください。

**手順4**： **手順1～3**の手続きが全て完了しましたら『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』の『担当者確認印』欄に押印をしてください。

**手順5**：『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』及びその他の書類（住民票、障害者手帳の写し、種別切替書類）を当共済組合へ提出してください。

## 2 資格確認（検認）について

被扶養者が認定要件を満たしていることの確認を行います。対象となる被扶養者を有する組合員へ被扶養者資格確認（検認）に必要な書類を提出するようご指導願います。（検認対象者がいない所属所においては、当該手続きは必要ありません。）

### （1）対象者

- 『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』の備考欄に『検認対象』と記載のある方  
(令和元年6月30日処理時点で『特別認定』として認定されている被扶養者が対象です。)

**ただし、次の者は対象外とします。**

- ・平成31年4月1日以降に被扶養者認定された方。（平成31年4月1日以降、他の共済組合からの転入時に転入元共済組合が交付した被扶養者証（写）の添付により認定された被扶養者は除く。）
- ・平成31年4月1日以降に特別認定へ認定種別切替をした被扶養者又は認定種別切替手続中の被扶養者（検認対象と記載されていても対象外）

### （2）提出書類

『被扶養者一覧表（共済組合提出用）』の備考欄に『検認対象』と記載のある被扶養者に関する次の書類の提出が必要になりますので、組合員へご指導願います。

## 提出書類一覧（事務担当者向け）

### 必須提出書類

#### ○検認対象被扶養者調査票（必須）

- 検認対象被扶養者を有する組合員が複数居る場合は様式を複写のうえ配布してください。（当支部のホームページ上に当該様式を掲載しております。）
- 義務教育終了前の対象者についても検認対象者となっている場合は記入が必要です。

#### ○令和元年度 所得証明書（検認対象被扶養者分）（必須）

- 平成 31 年 1 月 1 日時点で義務教育終了前の検認対象者については、提出不要です。
- 無職、無収入の方も提出が必要です。
- **令和元年度所得証明書には平成 30 年中の収入等が記載されております。（市町村等により、平成 31 年度所得証明書と表記される場合があります。）**
- 被扶養者のお住まい（平成 31 年 1 月 1 日時点）の市町村役場等で取得してください。

検認対象被扶養者が次に該当する場合は右の書類を提出してください。

#### 資格確認提出書類

● 給与・工賃・報酬等の収入がある方（パート・アルバイト含む。）

#### ○給与等支給証明書

直近の支払分から遡って過去 1 年分が記入されたものを提出してください。また、既に勤務先を退職している場合でも提出が必要です。**（源泉徴収票は不可）**

※勤務先が複数ある場合は全ての勤務先から取得してください。  
 ※当共済組合が必要と判断した場合、追加で期間を遡って提出していただく場合があります。

● 平成 30 年中に事業所得・営業所得、不動産所得・農業所得・利子・配当等の収入がある方

#### ○最新の確定申告書の写し

○上記確定申告書に係る収支内訳書（又は青色申告決算書）の写し

※ **税務署の受理日があるもの**

● 公的年金を受給している方（障害年金や遺族年金等の非課税年金含む。）  
 ● 民間会社等の契約に基づく個人年金を受給している方  
 ● 年金型の財形貯蓄を受給している方

#### ○最新の年金額が確認できる書類の写し

（例：年金額改定通知書の写し、振込通知書の写し等）  
 （年金受給者の氏名・金額・確認書類の発行日等が記載された部分が必要です。）

※ **源泉徴収票は不可**

※ **年金を複数受給している場合は、それぞれ提出してください。**

● 雇用保険を受給している方（受給待機中の者も含む。）

#### ○雇用保険受給資格者証の表裏の写し

● 被扶養者一覧表の備考欄に「住民票」と記載されている方（同居が要件となっている方）

#### ○住民票（令和元年 5 月以降の交付日のもの）

※ **組合員と対象被扶養者が別世帯となっている場合は、それぞれ提出してください。**

**※当共済組合で必要と判断した場合は追加提出や記載されていない書類の提出を依頼する場合があります。**

## 提出書類一覧（組合員配布用）

### 必須提出書類

#### ○検認対象被扶養者調査票（必須）

検認対象となる被扶養者全員分について記入してください。

#### ○令和元年度 所得証明書（検認対象被扶養者分）（必須）

検認対象となる被扶養者分をお住まい（H31.1.1時点）の市町村役場等で取得してください。  
ただし、平成31年1月1日時点で義務教育終了前の対象者は不要です。

**※ 無職・無収入の場合も提出が必要です。**

**※令和元年度所得証明書には平成30年中の収入等が記載されております。（市町村等により、平成31年度所得証明書と表記される場合があります。）**

検認対象被扶養者が該当する場合に右の書類を提出してください。	資格確認提出書類
●給与・工賃・報酬等の収入がある方（パート・アルバイト含む。）	<p>○<u>給与等支給証明書</u></p> <p>直近の支払分から遡って過去1年分が記入されたものを提出してください。また、既に勤務先を退職している場合でも提出が必要です。<b>（源泉徴収票は不可）</b></p> <p><b>※勤務先が複数ある場合は全ての勤務先から取得してください。</b></p> <p><b>※当共済組合が必要と判断した場合、追加で期間を遡って提出していただく場合があります。</b></p>
●平成30年中に事業所得・営業所得、不動産所得・農業所得・利子・配当等の収入がある方	<p>○<u>最新の確定申告書の写し</u></p> <p>○<u>上記確定申告に係る収支内訳書（又は青色申告決算書）の写し</u></p> <p><b>※ 税務署の受理日があるもの</b></p>
<p>●公的年金を受給している方（障害年金や遺族年金等の非課税年金含む。）</p> <p>●民間会社等の契約に基づく個人年金を受給している方</p> <p>●年金型の財形貯蓄を受給している方</p>	<p>○<u>最新の年金額が確認できる書類の写し</u></p> <p>（例：年金額改定通知書の写し、振込通知書の写し等） （年金受給者の氏名・金額・確認書類の発行日等が記載された部分が必要です。）</p> <p><b>※ 源泉徴収票は不可</b></p> <p><b>※ 年金を複数受給している場合は、それぞれ提出してください。</b></p>
●雇用保険を受給している方（受給待機中の者も含む。）	○ <u>雇用保険受給資格者証の表裏の写し</u>
●被扶養者一覧表の備考欄に「住民票」と記載されている方（同居が要件となっている方）	<p>○<u>住民票</u>（令和元年5月以降の交付日のもの）</p> <p><b>※組合員と対象被扶養者が別世帯の場合それぞれ提出してください。</b></p>

**※当共済組合で必要と判断した場合は追加提出や記載されていない書類の提出を依頼する場合があります。**

### 3 被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）書類の提出について

被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）書類が整いましたら、次のとおり共済組合まで提出してください。

≪被扶養者資格確認（検認）の対象者がいない所属所の提出書類≫

○被扶養者一覧表（共済組合提出用）及び住民票等の添付書類

≪被扶養者資格確認（検認）の対象者がいる所属所の提出書類≫

○被扶養者一覧表（共済組合提出用）及び住民票等の添付書類

○令和元年度検認対象被扶養者調査票、令和元年度所得証明書及び資格確認書類

※被扶養者一覧表（共済組合提出用）の「担当者確認印」欄に押印してください。

【提出期限】

**令和元年8月30日（金）必着**

【問い合わせ先及び提出先】

〒780-0850 高知市丸の内1丁目7-52

公立学校共済組合高知支部 共済班 組合員証担当

TEL:088-821-4813

## 認定種別切替時の提出書類について

### 【一般認定から特別認定への認定種別切替】

必須提出書類	備考
○ 被扶養者認定（種別切替）取消申告書	・ 様式第 2-9 号
○ 扶養理由説明書	・ 様式第 2-11 号（配偶者の場合は不要）
○ 市区町村長発行の最新の所得証明書（被扶養者分）（発行から 3 ヶ月以内のもの）	・ 義務教育終了前の内容しか発行されない場合は不要 ・ 父母の種別切替の場合は父母ともに必要 ・ 無職・無収入であっても必要です。
<b>被扶養者が該当する書類を提出してください</b>	<b>備考</b>
<b>《子の種別切替をする場合で組合員の配偶者が被扶養者でないとき》</b> ○ 組合員の配偶者の所得証明書	・ 組合員の配偶者が公立学校共済組合員の場合は申告書の余白部分に勤務先と氏名を明記し、添付不要 ・ 配偶者を有さないときは余白にその旨を記載し、添付不要
<b>《別居している場合》</b> ○ 送金に関する申立書	・ 様式第 2-17 号 ・ 配偶者・子の場合、送金に関する申立書に代えて『扶養証明書（様式第 2-12）』でも可
<b>《給与・工賃等の収入がある方》</b> ○ 給与支給証明書	・ 様式第 2-15 号 ・ 事実発生日（種別切替日）から <u>過去 1 年分及び向こう 1 年分の全ての給与等、社会保険適用の有無等雇用内容が確認できるもの</u>
<b>《事業所得、不動産所得等がある方》</b> ○ 確定申告書及び収入内訳書等	・ 税務署の受理日があるもの ・ インターネットで申告した場合は受付結果等の受信通知を添付
<b>《公的・個人年金を受給している方》</b> ○ 最新の年金額が確認できるもの	(例) 年金改定通知書、年金振込通知書等の写し
<b>《公的・個人年金を受給していない方（60 歳以上の方に限る。）》</b> ○ 年金等を受給していない旨の申立書	・ 任意の用紙に作成（宛名（公立学校共済組合高知支部長）、日付、組合員証番号、被扶養者氏名、押印必須）

※ 市区町村長発行の所得証明書の写しを提出する場合は原本証明必須（その他の書類の写しへは原則として原本証明不要。ただし、当共済組合において原本証明が必要と判断する書類については別途依頼します。）

※ 必要に応じて別途書類を提出していただくことがありますのでご了承ください。

### 【特別認定から一般認定への認定種別切替】

提出書類	備考
○ 被扶養者認定（種別切替）取消申告書	○ 様式第 2-9 号
○ 扶養手当の対象となっていることが確認できる書類	○ (例) 扶養親族届の写し等

※ 必要に応じて別途書類を提出していただくことがあります。

## 被扶養者の認定・取消等について

### 1. 被扶養者認定における認定基準額等

被扶養者の認定基準額は次とおりです。

	右欄以外	60歳以上の公的年金受給者又は若くても障害年金受給者
年給・恩給 事業所得・不動産所得等	年額 130万円未満 (※)	年額 180万円未満 (※)
給料等 (地代・家賃・年金・恩給等)	月額 108,334円未満	月額 150,000円未満
雇用保険、傷病手当金	日額 3,612円未満	日額 5,000円未満

(※) 継続する12ヶ月間の収入の総額で審査します。

#### (1) 被扶養者の認定基準額

被扶養者の認定基準額は所得税法上の所得で判断するものではなく、被扶養者の認定申告時以降における**恒常的な収入** (税控除前) の総額をいい、給与等収入、事業所得 (営業、農業等)、不動産所得 (家賃、地代等)、各種年金 (遺族年金、障害年金、個人年金 (生命保険契約に基づくもの及び貯蓄型のもの) 等を含む。)、恩給 (扶助料等を含む。)  
雇用保険、利子、配当等一切が含まれます。(退職金、財産売却金等の一時的な収入は含まれません。) ただし、事業所得及び不動産所得については、必要経費 ((4) 参照) を控除した額となります。

#### (2) 恒常的な収入とは

3か月を超える期間継続して得られる収入のことをいいます。

#### (3) 認定基準額の見方

収入形態に応じて、年額・月額・日額で認定基準額を判断します。

(例) 年金収入のみの場合	⇒ 年額	で判断します。
年金と給与 (月給) 収入の場合	⇒ 月額	で判断します。
失業給付のみの場合	⇒ 日額	で判断します

#### (4) 事業所得等における必要経費

(○=認められるもの ×=認められないもの)

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
売上原価	○	水道光熱費	○	雑費	×	諸材料費	○
給料賃金	○	旅費交通費	×	雇用費	○	動力光熱費	○
外注工事	×	通信費	×	小作料・賃借料	○	作業用衣料費	×
減価償却費	×	広告宣伝費	×	種苗費	○	農業共済掛金	×
貸倒金	×	接待交際費	×	素畜費	○	荷造運賃手数料	×
地代家賃	○	損害保険料	×	肥料費	○	土地改良費	○
利子割引料	×	修繕費	○	飼料費	○		
租税公課	×	消耗品費	○	農具費	○		
荷造運賃	×	福利厚生費	×	農薬衛生費	○		

**必要経費として認められないものであっても、客観的に必要経費として認められる根拠書類等の提出により、審査のうえ、一部又は全部認められる場合があります。**

(5) 被扶養者と別居している場合の生計維持関係の確認について

被扶養者が組合員と別居している場合の生計維持関係の確認組合員の送金額が被扶養者の総収入（組合員及び他の者からの送金額を含む収入）の1/3以上必要です。

(例) 被扶養者の収入：年間120万円  
組合員からの送金額：年間 90万円

(被扶養者) 120万円 + (送金額) 90万円 = 210万円 (被扶養者の総収入)  
210万円 × 1/3 = 70万円・・・組合員の送金額は70万円以上であるため認定基準額を満たしている。

2. 被扶養者の認定取消について

被扶養者の認定取消は、取り消すべき事実が発生した日（取消日）まで遡って行われ、取消日以降に共済組合が負担した医療費等は、その全額を後日返還（時効2年）していただきます。

就職や収入超過により被扶養者が要件を欠いた場合は、速やかに取消手続を行ってください。

◆被扶養者の認定取消の事例◆

- 就職等により他の健康保険の被保険者となった場合（収入が認定基準額以内でも取消となります。）
- 年収130万円以上（ただし、60歳以上の公的年金受給者又は障害を支給事由とする公的年金受給者にあっては180万円以上）となった場合
- アルバイト・パート等の収入（交通費等の手当を含む。）が、3か月以上連続して月額108,334円以上となった場合。ただし、当初から認定基準額を超えることが見込まれていた場合は、その初日から取消となります。
- 日額3,612円以上の雇用保険の給付を受給し始めた場合
- 同居が要件となっている被扶養者が別居した場合
- 結婚又は死亡等により、主として組合員の収入により生計を維持されなくなった場合

◆「要件を欠くに至った日」の例◆

- 初めて年金額が決定した又は増額改定したことにより認定基準額を超えた場合は、**年金額決定（又は改定）通知書を受領した日**が被扶養者の取消日となります。（認定基準額を超えることが明らかな場合は、年金がまだ振り込まれていなくても取消になります。）
- 確定申告で収入超過が判明した場合は、**確定申告書の税務署の受付年月日**が被扶養者の取消日となります。
- アルバイト・パート等の給与収入（給与額は不定）が3か月以上連続して認定基準額を超えた場合は、**当月支給では4か月目の初日、翌月支給では3か月目の給与支給日の翌日**が被扶養者の取消日となります。
- 雇用保険を受給する場合は、**支給対象日の初日**が被扶養者の取消日となります。